令和８年（フ）第７９２号
広島県東広島市西条町寺家6704番地５　フローレンス西条寺西グランドアーク304号
破産者　桑原　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５号
愛媛県今治市矢田甲491番地、前住所愛媛県今治市玉川町長谷甲1030番地61、前々住所愛媛県今治市広紹寺町２丁目５番11号
破産者　曽川　直樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３８号
福岡県直方市大字山部407番地４
破産者　瓜生　公明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第４３号
長崎県佐世保市折橋町14番12号、旧住所佐賀県伊万里市山代町立岩1851
破産者　山北　大貴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第８７号
佐賀県唐津市和多田西山４番10号　プチパレ１番館203号、前住所長崎県諫早市久山台89番地18
破産者　山口　貴三
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第５９号
佐賀県唐津市東唐津１丁目６番７号
破産者　佐々木誠二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第６６号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目241番地
破産者　松尾　雅則
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９５号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷466番地１
破産者　竹永　　俊
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
長崎県長崎市宿町221番地１　市営宿町第２アパート13棟303号
破産者　松本　憂樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目６番15―601号　大興マンション第５
破産者　寺田美由紀
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２０２号
沖縄県那覇市字国場870番地１　アベニューこくば503
破産者　阿波根　堇
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４１８号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地５―302号
破産者　大西　佐代
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０７号
宮城県岩沼市土ケ崎一丁目２番54号
破産者　菅野　銀次
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０９号
茨城県常総市水海道高野町725番地９
破産者　松枝　義明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１０号
茨城県猿島郡境町大字染谷1534番地１
破産者　馬場　達矢（旧姓根本）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９０号
栃木県小山市花垣町１丁目１番30号　ジョージアマンション302号
破産者　髙橋　直也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２号
大分県豊後大野市大野町田中2251番地１、（旧住所）大分県別府市大字鉄輪686―２　アルシオン602号室
破産者　佐々木康士郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第６５０号
札幌市豊平区平岸１条６丁目２番７―401号
破産者　松本　篤師
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４０号
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ526番地の１　富士見団地　６棟　32号室
破産者　中村　栄宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部